

約款 新旧対照表

さくらインターネット株式会社

『ドメインサービス約款』

改定日:2012年4月11日

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第7章 ドメイン名種別規定および紛争処理方針等	第7章 ドメイン名種別規定および紛争処理方針等 第1節 汎用JPDメイン、属性型（組織種別型）・地域型JPDメイン	第7章 ドメイン名種別規定および紛争処理方針等 第1節 汎用JPDメイン、属性型JPDメイン	地域型JPDメインの新規申込受付終了に伴い、修正します。
第16条（登録可能なドメインの個数）	第16条（登録可能なドメインの個数） 1. 汎用JPDメインについては、その登録可能な個数に制限はないものとします。 2. 属性型・地域型JPDメインについては、1組織につき1個のドメイン名まで登録可能なものとします。ただし、「属性型（組織種別型）・地域型JPDメイン名登録等に関する規則」第9条第2項各号のいずれかに該当する場合については、その登録可能な個数に制限はないものとします。	第16条（登録可能なドメインの個数） 1. 汎用JPDメインについては、その登録可能な個数に制限はないものとします。 2. 属性型JPDメインについては、1組織につき1個のドメイン名まで登録可能なものとします。ただし、「属性型（組織種別型）・地域型JPDメイン名登録等に関する規則」（ http://jprs.jp/doc/rule/rule.html ）第9条第2項各号のいずれかに該当する場合については、その登録可能な個数に制限はないものとします。	地域型JPDメインの新規申込受付終了に伴い、修正します。
附則 第1条（適用開始）	附 則 第1条（適用開始） この約款は、平成23年3月30日から適用されたドメインサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成23年8月30日より適用されます。	附 則 第1条（適用開始） この約款は、平成23年8月30日から適用されたドメインサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成24年4月11日より適用されます。	本改定にともなう適用日の変更をおこないます。